

# 佐久市立近代美術館のビジョン（目指す美術館像）

## 第26回ICOM（国際博物館会議）で更新された博物館の定義

「博物館は、社会に奉仕する非営利の常設機関であり、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈し展示する。一般に公開された、誰もが利用できる包摂的な博物館は、多様性と持続可能性を促進する。倫理的かつ専門性をもって、コミュニティの参加とともにミュージアムは機能し、コミュニケーションを図り、教育、楽しみ、考察と知識の共有のための様々な体験を提供する。」（ICOMによる仮訳）

## 博物館法（定義）【令和4年4月改正 令和5年4月施行】

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

佐久市教育振興基本計画（素案）より

生涯にわたり主体的・創造的に学び、生きる力を育む人づくり、まちづくり

自ら考え、夢と志をもって、ともに未来を拓く子ども

生涯にわたり学び、互いに支え合い輝き続ける市民

### ICTを使った学びの環境

著作権（複製権等）保護期間中の収蔵資料が多いため、デジタル化した画像をすぐに公開することはできないが、「教育の自由利用」のもと、授業内においてのみ収蔵品の画像データを利用できる。将来的に収蔵品の画像を使ったP.Pや動画等の教材を教員の皆様の意見を取り入れて作りたい。作成した教材は美術館内で管理し、限定利用する。（例：美術館のWSや出張授業、各学校での授業において教員が利用）

### 対話型鑑賞

一つの視覚的教材をみんなで囲み、「みる、考える、話す、聴く」を繰り返す。専門的な知識や情報は必要としない。自分の眼で見て感じたことや発見したことを対話形式で交換していく。自分の感じたことを言葉で説明する力や、他人の意見を深く理解し受け止める力が養われる。このことにより、深い観察眼、論理的思考や説明能力、コミュニケーション能力を自然に身につけることができる。（非認知能力を高められる）

### 油井コレクションや地域の作家の研究

現在、約3400点の収蔵資料は制作後50年以上を経過したものが増加しているため、収蔵資料の状態に対応した修復を計画し、実施する。修復した収蔵資料や修復過程は成果として公開する。また、地域ゆかりの美術家の調査研究、作品の展示と記録を実施していく。

18歳未満の観覧料無料化（試行）

ファシリテーター（※）の育成

ワークショップや講演会への成果還元

調査研究・記録

佐久地域特有の風土に根ざした文化や伝統を守り、次の世代に引き継ぐ。  
現代における新しい価値を確かな裏付けによって残す。  
皆様に親しまれる美術館。

※ファシリテーター【facilitator】

対話型鑑賞等において話し合いの参加者の合意形成・相互理解を実現するために支援する人のこと。進行しながら参加者に発言を促したり、話の流れをまとめるなどの役割を担う。